「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共に

資料４-5

いきいきと輝く富山県づくり条例」に関する取組みについて

（平成28年４月１日施行）

１　相談体制の整備

（１）相談員の委嘱等

・地域相談員　　：身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等に委託

・広域専門相談員：精神保健福祉士等資格保有者２名に委嘱

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 【市町村】地域相談員 | 【県】広域専門相談員 |
| 資格等 | ① 身体・知的障害者相談員(市町村に設置)  ② その他知事が適当と認めるもの | 業務を適正かつ確実に行うことができる者 |
| 業務内容 | ① 助言や情報提供  ② 関係者間の調整  ③ 関係行政機関への通告･通報等 | ①～③（地域相談員と同じ）  ④ 地域相談員への指導･助言  ⑤ 相談事例の調査研究  ⑥ 助言・あっせん申立事案の事実調査 |

（２）専用相談室の設置（県庁本館１階、広域専門相談員が対応）

（３）相談員に対する研修の実施

２　紛争解決体制の整備

「障害のある人の相談に関する調整委員会」の開催（H27.11.5設置、会長 鷹西恒、委員15名）

紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議を行う。

３　富山県障害者差別解消ガイドラインの策定

　　　・相談や紛争解決時の判断基準となるもの

　　　・国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえ、関係団体等の意見聴取やパブリック

コメントを経て策定（平成28年３月策定）

４　富山県職員対応要領等の策定

国等職員対応要領を踏まえて、知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、警察で各々策定（平成28年３月策定）

５　普及啓発

（１）障害者理解のためのウェブサイト（スマイリータウンとやま）（平成27年７月開設）

（２）とやまふれあい共生フォーラムの開催

（３）差別の基本的考え方や相談体制等の周知

（チラシ・パンフレットの活用、研修会等への講師派遣等）